

兵庫県公報

令和3年5月21日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

病院局公告

ページ

- 兵庫県立はりま姫路総合医療センター（仮称）売店等運営事業者の選定に係るプロポーザルの実施（県立姫路循環器病センター）…………… 1

病院局公告

兵庫県立はりま姫路総合医療センター（仮称）売店等運営事業者の選定に係るプロポーザルの実施

兵庫県立はりま姫路総合医療センター（仮称）における売店等運営事業者をプロポーザル方式により募集する。

令和3年5月21日

兵庫県病院事業

兵庫県立姫路循環器病センター院長 木下芳一

1 公募内容

(1) 件名

兵庫県立はりま姫路総合医療センター（仮称）売店等運営事業者の選定

(2) 概要

兵庫県立はりま姫路総合医療センター（仮称）の一部について行政財産使用許可を受け、売店等を運営する事業者をプロポーザル方式により選定する。

(3) 行政財産の使用許可を行う施設の概要

ア 所在地

姫路市神屋町

イ 施設の名称

兵庫県立はりま姫路総合医療センター（仮称）

ウ 許可予定箇所の位置及び許可予定台数

公募要項に記載のとおり。

(4) 行政財産の使用許可期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（3年間）

(5) 行政財産の使用料

ア 使用料

病院局公有財産取扱規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第19号）別表第1に定める使用料

イ 価格提案に係る使用料

売店等に係る売上実績額に一定の割合を乗じた額

2 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができる。

(1) 事業実績のある者

売店、外来レストラン及び職員食堂のいずれかについて、700床以上の病院において、運営の実績があること。

(2) 許認可等の取得者

売店等の業務に当たり、食品衛生法、薬事法等の関係法令等の規定に基づく許認可等（届出を含む。）が必要な場合は、応募の時点においてそれらを有する者

(3) 欠格要件のない者

次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 兵庫県から指名停止措置を受けている者
- イ 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- ウ 国税及び県税を滞納している者
- エ 公告開始日前日までの過去1年間に兵庫県内で食品衛生法（昭和22年法律第233号）に違反したとして行政処分を受けた者
- オ 兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当する者
兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
- カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

3 参加手続

(1) 事務局

〒670-0981 姫路市西庄甲520番地
兵庫県立姫路循環器病センター総務部総務課
電話 (079) 293-3131 (代表)
FAX (079) 293-8199
E-mail: Himeji_jyunkanki@pref.hyogo.lg.jp

(2) 公募要項の配布

ア 配布

(ア) 配布期間

令和3年5月21日（金）から同月31日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(イ) 配布場所

上記(1)に同じ

イ インターネットからのダウンロード

令和3年5月21日（金）から同月31日（月）まで
URL: <http://www.hbhc.jp/news/other/2126/>

(3) 参加申込書

ア 提出方法

所定の参加申込書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和3年5月21日（金）から同年6月14日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。最終日は午後3時まで）
郵送の場合は、書留又は信書便とし、提出期限内に必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

所定の質問書様式により行うこととし、事務局への電子メールにより提出とする。

イ 受付期間

令和3年5月21日（金）から同月31日（月）まで

ウ 回答方法

令和3年6月7日（月）に、仕様書を配布したすべての者に対して、電子メールで送付する。

エ 質問様式提出場所

上記(1)に同じ。

(5) 資格審査確認通知

ア 通知日

令和3年6月21日（月）

イ 通知方法

参加申込者に電子メールで通知する。

(6) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和3年6月22日（火）から同年7月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、令和3年7月29日（木）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

エ 提出書類

(ア) 企画提案書 16部

(イ) その他、募集要領に定めるもの

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、「兵庫県立はりま姫路総合医療（仮称）センター売店等運営事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、優先交渉権者及び次点者を決定する。

(3) 優先交渉権者等の通知

優先交渉権者等の名称は、参加者全員に対して電子メールで通知する。

(4) 優先交渉権者の取り扱い

優先交渉権者は、兵庫県立はりま姫路総合医療センター（仮称）の指定場所における売店等運営に係る行政財産使用許可の予定者となる。

5 その他

(1) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び募集要領に定める様式に適合しない場合は、無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とする。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(2) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(3) その他

詳細は、公募要項による。